

社説

在外邦人が投票できる制度を

長期にわたり海外に在住している日本人、永住者を含め約七十三万人に上る。そのうち選挙権を持つ成人は、五十万人と推定されている。

しかし現実には、海外に住んでいるため投票の権利を行使できない状態が続いている。長期滞在者などの場合は、選挙人名簿登録の前提となる住民基本台帳から名前が削除されるからだ。

そうした人たちが、投票ができないのは憲法違反として東京地裁に提訴した訴訟の初の口頭弁論が近く行われる。選挙権が憲法で国民に与えられた固有の権利であるという立場から、投票できる環境を整備するのは急務と考える。

在外邦人の投票権については、政府が八四年に行政府を認めることを内容とした公職選挙法改正案を国会に提出したが、八六年の衆院解散で廃案となった経緯がある。自

民、社民、さきさきの与野三党も、九五年秋には認めることで基本的に合意し、政府部内の調整が進められている。にもかかわらず、なお具体案はまとまっていけない。国会と政府の怠慢と言わざるを得ない。

日本の国際化が進むに伴い、海外に長期にわたって居住する邦人は増える一方、前回法案が提出された八四年に比べると、五割以上も増えており、今後こうした傾向は続くものとみられる。

その意味で、在外邦人も投票できるようにすることは、先づきとすべきでない課題である。これを関係者は認識すべきだ。政府部内の調整が進んでいない主な理由は、投票方法をめぐって話し合いがつかないため。

選挙の公正を確保する観点から、在外公館などに投票所を設ける方法が好ましい、というのが自治省の基本的な考えだ。外務省は、スペース確保や人員配置の難しさなどを挙げて、郵便投票を主張している。

森林を守る活動を支援しよう

与野三党の合意でも、投票方法については、現地の在外公館での投票と郵便投票を併用する方式を提唱している。また、試行段階として衆参両院の比例選から適用検討も盛り込んである。このように限定的だが、制度確保という観点から取りまめを急ぐべきだ。

先進黨員自派会議員（サミット）参加七か国のうち、在外居住者に対する投票権制度が整っていないのは、日本だけだ。アメリカやドイツをはじめ、郵便投票を採用している国も少なくない。

日本でも、この限定的だが、制度確保という観点から取りまめを急ぐべきだ。先進黨員自派会議員（サミット）参加七か国のうち、在外居住者に対する投票権制度が整っていないのは、日本だけだ。

日本でも、この限定的だが、制度確保という観点から取りまめを急ぐべきだ。先進黨員自派会議員（サミット）参加七か国のうち、在外居住者に対する投票権制度が整っていないのは、日本だけだ。

日本でも、この限定的だが、制度確保という観点から取りまめを急ぐべきだ。先進黨員自派会議員（サミット）参加七か国のうち、在外居住者に対する投票権制度が整っていないのは、日本だけだ。

日本でも、この限定的だが、制度確保という観点から取りまめを急ぐべきだ。先進黨員自派会議員（サミット）参加七か国のうち、在外居住者に対する投票権制度が整っていないのは、日本だけだ。